令和７年度　事業計画

生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、以下の事業を行う。

○負担金の収納及び管理

令和７年度（令和７年４月～令和８年３月）については、当機構の運営に充てるため、運営負担金 43,843 千円を収納するほか、会員である生命保険会社が破綻した場合等において保険業法第 265 条の 28 に定める資金援助等業務の実施に充てるために設けた保険契約者保護資金（令和６年度末残高見込４千億円）を次の方法により運用する。

①国債その他内閣総理大臣及び財務大臣の指定する有価証券の保有

②内閣総理大臣及び財務大臣の指定する金融機関への預金

③金銭の信託

以　上